

# 社会福祉法人 やすらぎ福祉会

## 法人役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は社会福祉法人やすらぎ福祉会（以下本法人という）の役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 役員等の地位にあることのみによって、報酬及び賞与、退職手当は支給しない。勤務実態に応じて次の通り支給する。

2 やすらぎ福祉会を主たる勤務場所として月当たり平均して週2日以上出勤する役員は月12万円の報酬と職員給与規定第16条に基づいて通勤手当を支給する。支給方法は、職員給与規定第6条に準じて支給する。賞与、退職手当は支給しない。

3 理事会及び評議員会に出席した場合に費用を弁償する。費用弁償額は、3000円とする。交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

4 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、費用弁償の他日当として3000円を支給することができる。年額30,000円までを限度とする。

5 費用弁償等の支給は、その都度現金で支払う。

6 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には第1項及び第2項、第3項、第4項は適用しない。

### (出張費等)

第4条 職務上出張が必要な場合、参加費は本法人が負担するものとする。また交通費や宿泊等については旅費規程に基づいて支給する。

### (公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、2017年6月8日より施行する。